

大豆共済

近年、台風や豪雨などの自然災害や異常気象による品質の低下が多発しています。今後も起こり得る自然災害や価格低下等に備えて、公的な保険制度である農業保険（収入保険・大豆共済）に加入しましょう！

NOSAI では、青色申告を行っている方には「収入保険」をお勧めしていますが、ここでは「大豆共済」についてご紹介します。

1 加入要件

5a 以上大豆を栽培している農家が加入できます。

※作付けしている全ての筆についてご加入いただきます。

2 補償期間

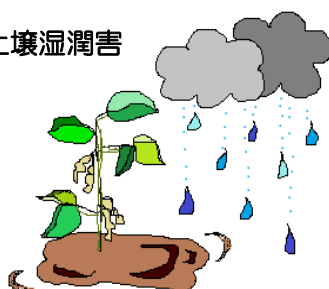
発芽期（移植の場合は移植期）から収穫をするまでの期間です。

3 補償の対象となる事故

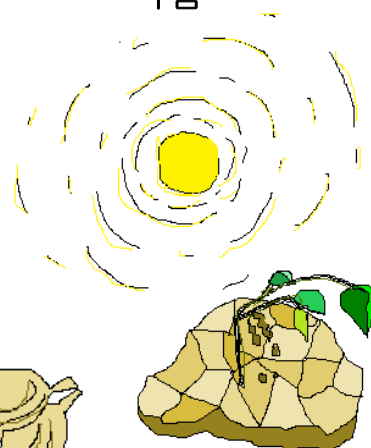
風水害



土壌湿潤害



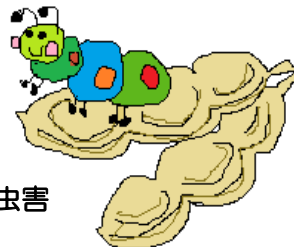
干害



鳥獣害



虫害

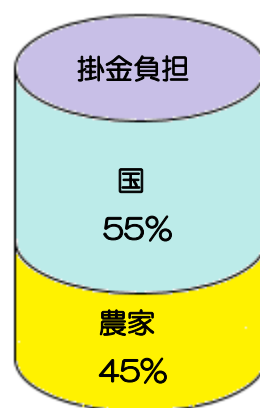


その他気象上の原因による災害、雨害湿潤害、火災、地震、病害・・・等

4 共済掛金

$$\text{共済掛金} = \text{補償額（共済金額）} \times \text{掛金率}$$

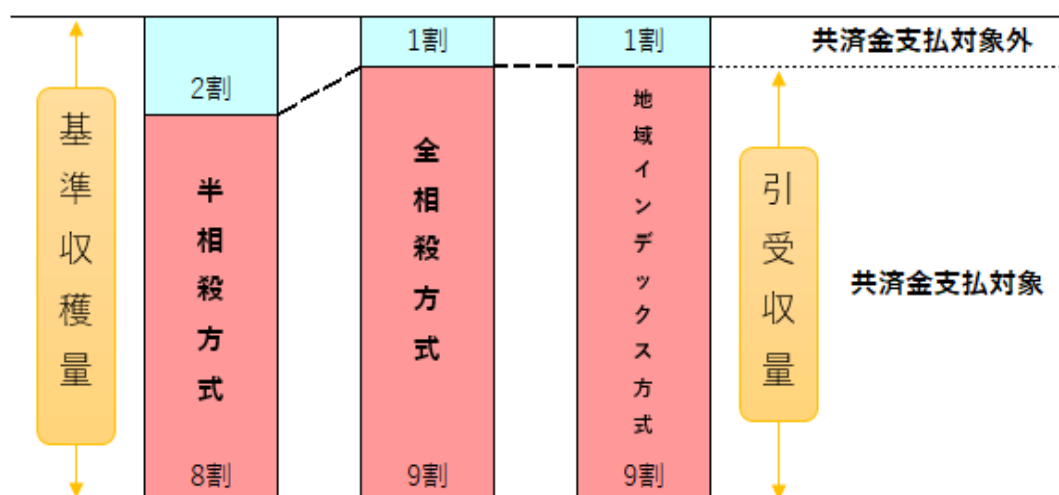
- ・ 国が掛金の55%を負担するため、農家が負担する掛金は45%です。
- ・ 掛金率は農家ごとに過去の被害率を基に毎年見直されます。
- ・ 共済掛金以外に賦課金（事務費）が加算されますので、ご了承ください。



5 引受方式及び補償割合

加入方式	補償割合	補 償 内 容
お勧め! 全相殺方式	9割	JA 等の出荷団体の出荷伝票又は青色申告書類等により収穫量調査を実施し、農家ごとに総基準収穫量の1割（又は2・3割）を超える減収量を補償します。
	8割	
	7割	
半相殺方式	8割	農家ごとに総基準収穫量の2割（又は3・4割）を超える減収量を補償します。
	7割	
	6割	
地域インデックス方式	9割	統計単収（市町村）ごとの収穫量を調査し、統計単収と基準単収の差を基に算出した減収量が1割（又は2・3割）を超える場合に補償します。
	8割	
	7割	

○ 補償のイメージ ○



※ 基準収穫量とは・・・過去一定期間の10アール当たり収穫量に基づいた収穫量です。
（共済金額・共済掛金・共済金の計算の基礎となります。）

6 損害評価方法

全相殺方式

JA等の出荷団体の出荷伝票等から出荷数量を調査又は、青色申告書類等を調査して収穫量を把握し、損害高を算定します。

全相殺方式

JA等の出荷団体の出荷伝票等から出荷数量を調査又は、青色申告書類等を調査して収穫量を把握し、損害高を算定します。

地域インデックス方式

共済事故の発生通知があった耕地の一部を見回り、共済事故の発生を確認します。市町村統計データによる収穫量が選択した補償割合を下回った場合に共済金をお支払いします。

地域インデックス方式

共済事故の発生通知があった耕地の一部を見回り、共済事故の発生を確認します。市町村統計データによる収穫量が選択した補償割合を下回った場合に共済金をお支払いします。

半 相 殺 方 式

農家申告抜取調査

①農業者は、全ての被害耕地について見込み収量を申告します。

②組合は、被害申告のあった農業者ごとに損害通知のあった耕地の一部について、被害発生状況を勘案して任意に抽出し、検見又は実測により収穫量を見積もります。他の筆の収穫量については、抜取結果を反映します。

分割評価は、抜取調査筆の調査結果を全ての被害申告筆に適用します。

半 相 殺 方 式

農家申告抜取調査

①農業者は、全ての被害耕地について見込み収量を申告します。

②組合は、被害申告のあった農業者ごとに損害通知のあった耕地の一部について、被害発生状況を勘案して任意に抽出し、検見又は実測により収穫量を見積もります。他の筆の収穫量については、抜取結果を反映します。

分割評価は、抜取調査筆の調査結果を全ての被害申告筆に適用します。

- 半 相 殺 方 式**

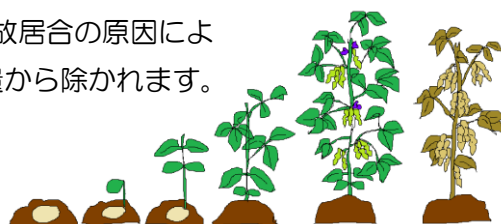
農家申告抜取調査

①農業者は、全ての被害耕地について見込み収量を申告します。

②組合は、被害申告のあった農業者ごとに損害通知のあった耕地の一部について、被害発生状況を勘案して任意に抽出し、検見又は実測により収穫量を見積もります。他の筆の収穫量については、抜取結果を反映します。

分割評価は、抜取調査筆の調査結果を全ての被害申告筆に適用します。

※ 収穫皆無及び発芽不良の耕地は全て現地確認調査を実施します。



7 営農継続支払対象者の方の補償について

畑作物の直接支払交付金の面積払いが、当年産の作付面積に依りて、数量払の内金として交付されることから、面積払は当年産の収入に含まれます。

そのため、分岐収量※以下の数量払の補償は、内金として面積払が支払われているので、当年収量が調整されます。

※分岐収量とは・・・経営所得安定対策の直接支払交付金の面積払と数量払の交付額が均衡する収量をいいます。

畑作物の直接支払交付金の面積払いが、当年産の作付面積に依りて、数量払の内金として交付されることから、面積払は当年産の収入に含まれます。

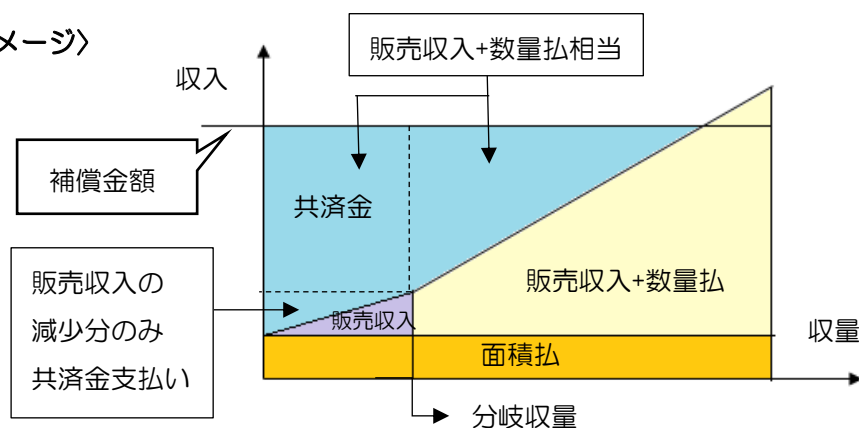
そのため、分岐収量※以下の数量払の補償は、内金として面積払が支払われているので、当年収量が調整されます。

※分岐収量とは・・・経営所得安定対策の直接支払交付金の面積払と数量払の交付額が均衡する収量をいいます。

畑作物の直接支払交付金の面積払いが、当年産の作付面積に依りて、数量払の内金として交付されることから、面積払は当年産の収入に含まれます。

そのため、分岐収量※以下の数量払の補償は、内金として面積払が支払われているので、当年収量が調整されます。

※分岐収量とは・・・経営所得安定対策の直接支払交付金の面積払と数量払の交付額が均衡する収量をいいます。



面積 30a 基準単収 200kg/10a

(注) 農家負担掛金：9,149

基準収穫量 600 kg

引受収量 540 kg (基準収穫量×90%)

見込収穫量 400 kg

共済減収量
140 kg補償外 1割
60 kg

全相殺方式 9割補償

単位当たり共済金額 共済減収量 支払共済金
 305 円 × 140kg = 42,700 円

※単位当たり共済金額 305 円を選択した場合

(注) (引受収量×単位当たり共済金額×共済掛金率) - (国庫負担共済掛金：共済掛金の55%)

面積 30a 基準単収 200kg/10a

農家負担掛金：4,510 円

基準収穫量 600 kg

引受収量 480 kg (基準収穫量×80%)

見込収穫量 400 kg

共済減収量
80 kg補償外 2割
120 kg

半相殺方式 8割補償

単位当たり共済金額 共済減収量 支払共済金
 305 円 × 80kg = 24,400 円

※単位当たり共済金額 305 円を選択した場合

面積 30a 基準単収 200kg/10a 当年統計単収 150kg/10a

農家負担掛金：3,497 円 (秋田市)

基準収穫量 600 kg

引受収量 540 kg (基準収穫量×90%)

見込収穫量 450 kg (150kg/10a×30a)

共済減収量 90 kg
(150 kg - 60 kg)補償外 1割
60 kg

単位当たり共済金 共済減収量 支払共済金
 305 円 × 90kg = 27,450 円

見込減収量
 150kg = (200kg - 150kg) / 10a × 30a

地域インデックス方式 9割補償

※単位当たり共済金額 305 円を選択した場合



自然災害に
備えましょう

セットで加入をお勧め！

保管中農産物補償共済

収穫後の農作物を火災や自然災害、運送中の事故からお守りします！

対象となる農作物

農作物共済・畑作物共済・果樹共済に加入している農作物。

補償の範囲

収穫後の農作物を保管中又は輸送中に生じた偶然な事故による損害を補償します。

対象となる事故

- ① 保管中 火災・盗難・給排水設備の事故による水漏れ・風水害・雪害・・・等自然災害
- ② 運送中 火災・爆発・衝突や転覆による事故 等

※収穫した農作物をカントリーエレベーターや野菜集荷場に直接搬入した場合の運送中の事故や、運送業者による運送中の事故は除外されます。

補償期間

- ① Aタイプ 連続した120日（収穫後から出荷までの期間）
- ② Bタイプ 1年間

加入口数	補償金額	掛金	
		Aタイプ	Bタイプ
1口	100万円	2,500円	6,500円
3口	300万円	7,500円	19,500円
5口	500万円	12,500円	32,500円